

用語の解説

1 昼間人口

昼間人口とは、就業者または通学者が従業・通学している従業地・通学地による人口であり、従業地・通学地集計の結果を用いて算出された人口である。

昼間人口の算出方法は、ある地域に常住する人口から、その地域から通勤者又は通学者として流出する人口を差し引き、その地域へ通勤者又は通学者として流入する人口を加えた人口である。

したがって、夜間勤務の者、夜間の学校に通っている者も便宜上昼間就業者・昼間通学者とみなして昼間人口に含めている。また、昼間人口には買物客などの非定常的な移動については考慮していない。

〔例：A区の昼間人口の算出方法〕

A区の昼間人口＝A区の常住人口－A区からの流出人口＋A区への流入人口

※町丁・字別の昼間人口の算出方法

昼間人口＝昼間就業者＋昼間通学者＋従業も通学もしない者

2 夜間人口（常住人口）

調査時に調査の地域に常住している人口である。

3 流入人口

他の区域から当該区域へ通勤・通学する人口をいう。

例えば、A区における「流入人口」とは、A区以外に常住し、A区へ通勤・通学する人口をいう。

4 流出人口

当該区域から他の区域へ通勤・通学する人口をいう。

例えば、A区における「流出人口」とは、A区に常住し、A区以外へ通勤・通学する人口をいう。

5 流入超過人口

流入人口から流出人口を差し引いた人口をいう。したがって、夜間人口に対する昼間人口の純増分を意味する。△(マイナス)表示の場合は流出超過である。

6 常住地

調査時に常住している場所をいう。「常住している」とは、同一の場所に居住した期間又は居住しようとする期間が3か月以上にわたる場所をいう。

7 就業者

調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでもした者。ただし、就業者は15歳以上に限定される。

8 従業地

調査時に就業者が従業している場所をいう。

9 通勤者

従業地が常住地と異なる就業者をいう。

10 通学者

非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいう。この場合の学校には、小学校・中学校・高等学校・短期大学・高等専門学校・大学・大学院のほか、予備校などの各種学校・専修学校が含まれるが、幼稚園は含まれない。ただし、通学のかたわら仕事をしている者は、就業者として扱っている。

11 残留人口

当該区域の夜間人口から流出人口を差し引いた残りの人口をいう。その内訳は、①従業も通学もしない者、②自宅就業者、③同一区域内での通勤・通学者である。

12 流入率・流出率

流入率は、昼間人口に占める流入人口の割合を示す指標で、次の式により算出する。

$$\text{流入率} = \text{流入人口} \div \text{昼間人口} \times 100 (\%)$$

流出率は、夜間人口からの流出人口の割合を示す指標で、次の式により算出する。

$$\text{流出率} = \text{流出人口} \div \text{夜間人口} \times 100 (\%)$$

13 昼夜間人口比率（昼間人口指数）

昼夜間人口比率は、夜間人口（常住人口）100人当たりの昼間人口の割合であり、100を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示している。

〔例：A区の昼夜間人口比率の算出方法〕

$$\text{A区の昼夜間人口比率} = \text{A区の昼間人口} \div \text{A区の夜間人口} \times 100$$

（注）前回までは「昼間人口指数」と表示していたが、今回から国と同一の名称とした。内容に変更はない。

14 昼間就業者・昼間通学者

昼間就業者とは、昼間人口のうち就業している者をいい、従業地による就業者である。

昼間通学者とは、昼間人口のうち通学している者をいい、通学地による通学者である。

15 常住就業者・常住通学者

常住就業者とは、夜間人口のうち就業している者をいい、常住地による就業者である。

常住通学者とは、夜間人口のうち通学している者をいい、常住地による通学者である。

16 人口密度

人口密度は、1平方キロメートル当たりの人口である。

※本報告書では、昼間人口密度と夜間人口密度を表章している。

17 人口重心

人口重心とは、人口の1人1人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点をいう。